

特定非営利活動法人所沢市学童クラブの会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことによって、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、特定非営利活動法人所沢市学童クラブの会という。

(特定非営利活動の種類)

第3条 この会は、会の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- 1) 子どもの健全育成を図る活動
- 2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 3) まちづくりの推進を図る活動
- 4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類および事業に関する事項)

第4条 この会は第1条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 1) 学童クラブの開設と運営、社会福祉法第2条の第2種社会福祉事業(放課後児童健全育成事業)
 - 2) 地域の子育てに関する相談および支援事業
 - 3) 男女が人間らしく働ける社会環境の整備促進事業
 - 4) 講演会、講座およびイベントなどの企画運営事業
 - 5) 地域、他団体との交流、連携および協力事業
 - 6) 子どもたちが安全で健やかに成長することのできるまちづくりを推進する事業
 - 7) この会の事業活動に関する広報誌の刊行事業
 - 8) その他、この会の目的を達成するために必要な事業
- 2 この会は、第1条の目的を達成するため、次のその他の事業を行う。
- 1) 寄付された物品の販売事業
 - 2) チャリティイベントなどの企画運営事業
 - 3) 出版、講習、見学、旅行斡旋などの事業
 - 4) 物資およびサービスを購入し、販売する事業
- 3 その他の事業から生じた収益は、この会が行う特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

(事務所の所在地)

第5条 この会は事務所を所沢市に置く。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この会の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- 1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人および団体
- 2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、この会の事業を賛助するために入会した個人および団体
- 3) その他の会員 理事会が別に規定して定めた会員

(入会)

第7条 この会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の入会申し込みがあったとき、正当な理由のないかぎり、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3 この会の賛助会員になろうとする者は、年会費を納入することによって会員なることができる。

(会費)

第8条 会費の額は、別に総会で定める。

(退会および資格の喪失)

第9条 会員でこの会を退会しようとする者は、別に定める退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- 1) 退会したとき
- 2) 除名されたとき
- 3) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- 4) 会員である団体が解散または破産したとき
- 5) 会員が会費を一年以上滞納したとき

(除名)

第10条 この会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって、除名することができる。

- 1) 法令、この会の定款などに違反したとき
- 2) この会の信用を失わせる行為、またはこの会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の場合において、この会は、総会の開催日の5日前までに、除名しようとする会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この会は、除名の決議があったときは、除名された会員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(会費などの不返還)

第11条 この会は、会員がすでに納入した会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員)

第12条 この会に次の役員を置く

- 1) 理事 10人以上 25人以内
 - 2) 監事 1人以上 5人以内
- 2 理事のうち1名を会長、若干名を副会長とする。

(役員を選任)

第13条 理事および監事は、総会において正会員である個人のうちから選任する。

2 特に必要があると認められる場合は、理事にあつては総数の5分の1以内の者を、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者のうちから選任することができる。

3 会長、副会長およびその他の役職者は、総会において選任する。

4 監事は、理事またはこの会の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。

2 会長は、理事会の決定に従つてこの会の業務を処理し、この会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会の業務の執行を分担し、会長に事故のあるとき、あるいは欠けたときには、あらかじめ会長の定めた順序に従つてその職務を代行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う

- 1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- 2) 毎年度四半期に一度、財産の状況を監査すること
- 3) 前二号の規定による監査の結果、この会の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
- 4) 前号の報告をするため必要があるときには、総会を招集すること
- 5) 理事の業務執行の状況またはこの会の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再選を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後 最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠・増員の役員任期は、前項の規定に関わらず、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第12条第1項に定める最小役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員補充)

第16条 役員のうちその定数の3分の1をこえる者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。

1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬など)

第18条 役員報酬については総会で定めるものとする。

2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第19条 理事会は理事をもって構成する。

2 理事会は会長が招集する。

3 会長は、理事会を組織する役員3分の1以上が同意し、または監事が、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から7日以内に、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項)

第20条 この定款に別に定めがあるもののほか次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- 1) この会の業務の執行に関する事項
- 2) 事業計画、収支予算の決定
- 3) 総会の招集および総会に附議すべき事項
- 4) この会の業務の執行のための手続き、その他この会の業務の執行について必要な事項を定める細則の設定、変更および廃止
- 5) 前各号の他、理事会で必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第21条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し可否同数のときは議長が決すところによる。

3 理事会の議長は、理事会において、出席した理事のうちから選任する。

4 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長および理事会において選任した議事録署名人2人がこれに署名または記名押印するものとする。

- 1) 開催の日時および場所
- 2) 理事の総数、出席した理事の数および氏名
- 3) 審議事項
- 4) 審議の経過の要領および議決の結果
- 5) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 評議員会など

(評議員)

第22条 この会に評議員10人以上50人以内を置く。

- 2 評議員は総会で正会員の中から選任する。
- 3 評議員は、理事または監事を兼ねることができない。
- 4 評議員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 5 評議員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該評議員を解任することができる。

1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

2) 職務上の業務違反、その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(評議員会の構成)

第23条 評議員会は評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は会長が招集する。
- 3 会長は、評議員会を組織する役員3分の1以上が同意し、または監事が、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して評議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から7日以内に、評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の審議事項)

第24条 この定款に別に定めがあるもののほか次の事項は、評議員会の審議を経なければならない。

- 1) この会の資産および予算執行に関する重要な事項
- 2) この会の資産および予算執行のための手続きその他この会の財産および予算の執行について必要な事項を定める細則の設定、変更および廃止

- 3) 事業計画、収支予算の変更
- 4) 取引金融機関の決定
- 5) 前各号の他、評議員会で必要と認めた事項

(評議員会の議決方法)

第25条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

- 2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 評議員の議長は、評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。
- 4 評議員会の議事については、審議の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、議長および評議員会において選任した議事録署名人2人がこれに署名または記名押印するものとする。
- 5 正会員および賛助会員は、評議員会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、議決権を有しない。

(相談役)

第26条 相談役は、この会に功労のあった者あるいは学識経

験者から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

2 相談役は、この会の運営に関して会長の諮問に答え、または会長に対して意見を述べる。

3 相談役の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第6章 総会

(種別)

第27条 この会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第28条 総会は正会員をもって構成する

(総会の議決事項)

第29条 総会は、この会の運営に関する次の事項を議決する。

- 1) 定款の変更
- 2) 規約の設定、変更および廃止
- 3) 事業計画および収支予算の承認ならびに変更
- 4) 事業報告、収支決算の承認
- 5) 役員を選任および解任、職務、報酬
- 6) 会費の額
- 7) 借入金額の最高限度
- 8) 他団体への加入または脱退
- 9) 合併
- 10) 解散
- 11) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第30条 毎事業年度終了の日から2カ月以内に通常総会を開催しなければならない。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当した場合に開催する。

- 1) 理事会において臨時総会の招集を議決したとき
- 2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的とする事項および招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したとき
- 3) 第14条第4項第4号に基づき監事が招集するとき。

(招集)

第31条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 総会の招集は、会議の目的とする事項、日時および場所を示した書面を開催日の7日前までに、正会員に発行行うものとする。

3 前条第2項第2号の規定による請求があったときは、会長はこの請求のときから1ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

(議長)

第32条 総会の議長は、総会に出席した個人である正会員のうちから、そのつど選任する。

(総会の成立要件)

第 33 条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

(総会の議決方法)

第 34 条 総会の議決は、この定款に別に定めのあるもののほか、出席した正会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 第 31 条第 2 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

3 議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の合意があった場合は、前項のかぎりではない。

(書面または代理人による議決権の行使)

第 35 条 正会員は、あらかじめ通知のあった事項について書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により、議決権を行使する正会員は出席したものとみなす。

(賛助会員およびその他会員の発言権)

第 36 条 賛助会員およびその他の会員は、総会に出席して、議長の許可を得て発言することができる。ただし、議決権を有しない。

(総会の議事録)

第 37 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長および総会において選任した議事録署名人 2 人がこれに署名または記名押印するものとする。

- 1) 開催の日時および場所
- 2) 正会員の総数および出席した正会員の数(書面および代理人による議決権を行使する者のある場合にあっては、その数を付記すること)
- 3) 審議事項
- 4) 審議の経過の要領および議決の結果
- 5) 議事録署名人の選任に関する事項

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 38 条 この会の資産は、次に掲げられるものをもって構成する。

- 1) 財産目録に記載された資産
- 2) 会費
- 3) 寄付金
- 4) 事業に伴う収入
- 5) 資産から生じる収入
- 6) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 この会の資産は会長が管理し、その管理方法は理事

会の議決および評議員会の審議を経て会長が別に定める。

2 この会の会計は、特定非営利活動に係る会計及び収益事業に区分し、資産はこの区分に基づいて管理する。

(運営基金)

第 40 条 この会は、毎事業年度内の事業、運営上必要な経費の支弁を目的とし、運営基金を置く。

2 運営基金は、毎事業年度末において、法人の設立年度当初の額を下回らないことを原則とする。

3 第 1 項に定める目的以外の用途に運営基金を用いる場合、あるいは、第 2 項に定める額を減額する場合は、総会において出席正会員の3分の2以上の決議を経なければならない。

(経費の支弁)

第 41 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 42 条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算書)

第 43 条 この会の事業計画および収支予算は、会長がこれを作成し、毎年事業年度開始前に理事会の議決および評議員会の審議を経なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決、評議員会の審議を経た事業計画および収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 当該総会は、報告を受けた事業計画および収支予算の変更を議決できる。議決が行われた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および収支予算を変更しなければならない。

4 前項のほか、事業年度中の事業計画および収支予算の変更は、評議員会の審議を経て行うことができる。

5 理事会は、事業年度中に事業計画および収支予算を変更した場合は、当該年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)

第 44 条 この会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支予算書などの決算に関する書類は、会長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査、理事会の議決および評議員会の審議を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、前年事業年度の役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内にこの会の所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第 45 条 この会の決算において、剰余金を生じたときは、運営基金に繰り入れるものとする。

第8章 定款の変更、解散など

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(解散)

第47条 この会は、次の事由によって解散する。

- 1) 総会の決議
- 2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- 3) 正会員の欠亡
- 4) 合併
- 5) 破産
- 6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この会が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属先)

第48条 この会が解散した場合の残余財産の帰属先は、特定非営利活動促進法の第11条第3項に掲げられる法人のうちから、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第49条 この会が合併する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

(公告の方法)

第50条 この会の公告は、この会の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第9章 雑則

(委員会)

第51条 この会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、または事業を遂行する。

3 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(事務局および職員)

第52条 この会は、事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

4 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

5 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(実施細則)

第53条 この定款および規約の実施に関しては必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、この会が法人として成立した日から施行する。

2 この会の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

3 この会の設立当初の役員は次に掲げるものとする。その任期はこの定款の規定にかかわらず、成立日から平成12年3月31日までとする。

会長 久保 英夫

副会長 五十嵐英男

副会長 播磨屋 宏

副会長 遠藤 あや子

理事 小川 和智

同 沓掛 和男

同 田崎 克美

同 小幡 輝夫

同 茂木 正夫

同 福田 良

同 坪 良一

同 松尾 礼子

同 山本 雅祥

同 岸 勇人

同 勢川 由木

同 春口 類

同 松尾 徹

同 山本 良広

監事 山口 光久

同 高橋 勝美

4 この会の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立日から平成12年3月31日までとする。

5 この会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。